

令和4年4月1日開始

5 ジェンダー平等を
実現しよう



10 人や国の不平等
をなくそう



静岡市パートナーシップ宣誓制度

～ 多様なパートナーシップを認め合い
誰もが暮らしやすい共生のまちを目指して ～



静岡市は、その性のあり方に関わらず、市民一人ひとりの人権と、
多様な生き方が尊重される共生社会の実現を目指し、
パートナーシップ宣誓制度を開始しました。

静岡市パートナーシップ宣誓制度って？

互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に扶助し合う「パートナーシップ」の関係であることを、二人が宣誓(宣誓書に署名)し、市が宣誓書を受領したことの証明書(宣誓書受領証、宣誓書受領カード)を交付する制度です。

また、当該カップルにお子さんがいる場合は、希望により証明書にお子さんの名前を記載することができます。

「静岡市パートナーシップ宣誓制度」は、現在の日本の婚姻制度を利用できない、あるいは利用しない性的少数者や事実婚のカップルなどの生きづらさや困難の軽減を図ることを目的としています。

当制度は、法律上の婚姻制度とは異なります。宣誓しても法律上の効果は生じず、戸籍や在留資格等が変わるものではありません。

静岡市では、当制度の導入に合わせ、市民の皆さん、学校、企業等への周知、理解促進に努めていくとともに、様々な関係機関への働きかけを続けることで、パートナー同士で家を借りる場合や、病院等での手続きにおける不自由などの解消を目指していきます。

なぜパートナーシップ宣誓制度を導入するの？

現在、様々なことで困っている性的少数者などのカップルが暮らしやすい静岡市とするためです。

性的少数者の皆さんや支援する皆さんからも、制度導入の要望をいただいています。

本市では、「世界に輝く静岡」の実現を目指し、SDGsの基本理念「誰ひとり取り残さない」を取り入れ、異なる文化、性別、個性を認め合い、共に助け合う「共生のまち」づくりを進めています。

平成30年度の第3次静岡市男女共同参画行動計画(平成27年度～令和4年度)の中間見直しでは、性的少数者施策を新たに位置づけ、①市民の皆さん、企業、学校への性の多様性に関する理解促進に取り組むとともに、②LGBTQなど性的少数者の皆さんの困難解消に取り組んできました。

令和3年度実施の「市民意識調査」においては、「性的少数者という言葉を知っている」、「パートナーシップ宣誓制度導入に賛成する」という回答が各約 8 割あり、市民の皆さんの性の多様性についての理解が進んでいることをうかがえました。

制度導入を通して、性の多様性に関する市民の皆さんの理解を更に促進するとともに、性のあり方に関わらず市民一人ひとりの多様な生き方が尊重される共生社会の実現へとつなげていきます。

セクシュアリティって何だろう？



「セクシュアリティ」は性のあり方とも言われ、主に次の4つの要素で成り立っています。
各要素は様々で、また組合せも様々であるため、一人ひとりのセクシュアリティは多様で、その広がりには虹のようなグラデーションで表現されます。

- ①からだの性（戸籍などの性）…身体的特徴からある程度客観的に判断される性別
- ②性自認（こころの性）…自らをどのような性として認識するのか・しないのか
- ③性的指向（好きになる性）…どのような性を恋愛や性愛の対象とするのか・しないのか
- ④性表現（表現する性）…言葉遣い、服装、振る舞いなど、外部に表現する自分の性

代表的な性的少数者(性的マイノリティ)の頭文字をとった、「LGBT」あるいは「LGBTQ」という言葉は、性的少数者の総称としてよく使用されています。

「L」…レズビアン	(性自認が女性で、恋愛・性愛の対象が女性の人)	}	③性的指向
「G」…ゲイ	(性自認が男性で、恋愛・性愛の対象が男性の人)		
「B」…バイセクシュアル	(恋愛・性愛の対象が男性・女性両方の人)		
「T」…トランスジェンダー	(戸籍の性とは異なる性自認の人)	…	②性自認
「Q」…クエスチョニング	(性自認や性的指向が明確でない人)	…	②性自認 ③性的指向

性的少数者のカップルはどんなことに困っているのだろうか？

性の多様性への理解は進んできていますが、まだ差別や偏見が残っており、二人の関係を周囲に公表していない場合も多く、様々な生きづらさや困難を抱えて生活しています。

【例】

- ・二人の関係が周囲に認められていないように感じている
- ・住宅を借りる際に二人の関係を説明するのが大変で、入居できるか不安
- ・パートナーの入院時に家族として扱われず、手術の同意ができない
- ・慶弔休暇や福利厚生制度を利用できない
- ・パートナーの子どものお迎えの際に、関係を色々聞かれる

静岡市パートナーシップ宣誓制度について

■要綱の概要

項目	内容
名称	静岡市パートナーシップ宣誓制度
制度根拠	静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱
開始時期	令和4年4月1日
趣旨	静岡市は、その性のあり方により現在の婚姻制度を利用することができない者又はそれぞれの生活する環境等において現在の婚姻制度を利用することが容易ではない者の生活上の困難及び生きづらさの解消を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が尊重される共生社会の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓制度を実施します。
パートナーシップ	・互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に扶助し合うこと(パートナーに子がいる場合には当該子に係ることを含む。)を約した2人の関係をいいます。
宣誓	・パートナーシップに係る当事者(以下「当事者」という。)が市長に対し、当該当事者の関係がパートナーシップであることを届け出ます。
宣誓場所	市民局 男女共同参画・人権政策課内 (静岡市役所 静岡庁舎新館15階) ※希望者には個室で対応
宣誓の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者が民法第4条に規定する成年(18歳以上)であること。 ・当事者が民法第734条から第736条までの規定により婚姻が禁止された関係(当事者の関係が養子縁組である関係を除く。)にないこと。 ・当事者のうち1人以上が市内に住所を有し、又は本市を転出先として届け出るにより市内への転入を予定していること。※同居していなくても対象 ・当事者同士が婚姻(日本法により効力を認められる婚姻に限る。)をしていないこと。 ・当事者のいずれもが当事者以外の者と婚姻(事実上の婚姻関係を含む。)をしておらず、かつ、パートナーシップを形成していないこと。

項目	内容	
提出書類等	宣誓様式	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が規定するパートナーシップ宣誓書 ※宣誓書受領証等に名前の記載を希望する子がいる場合は記載できます。
	住所確認	<ul style="list-style-type: none"> ・現住所を確認できるもの (住民票の写し又は住民票記載事項証明書、転出証明書(転入予定者))
	独身確認	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍抄本(受領証等に子の名前の記載を希望する場合は戸籍謄本、外国籍の場合は婚姻要件具備証明書(独身証明書)等) ※「戸籍抄本」は、本籍のある自治体で交付請求をします。 (なお、本籍を知りたい場合は、「住民票の写し」を交付請求する際、「本籍の記載」を希望してください。)
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本人を確認できるもの (運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど) ※通称名を使用する場合、通称名が客観的に分かる書類
宣誓すると 交付されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓書受領証 ……A4サイズ ・パートナーシップ宣誓書受領カード ……運転免許証サイズ 	
再交付	<ul style="list-style-type: none"> ・交付物を紛失・汚損等した場合 	
記載事項の 変更	<ul style="list-style-type: none"> ・宣誓書受領証等の内容に変更があった場合 (子を扶養しなくなった場合など) 	
子の氏名の 削除	<ul style="list-style-type: none"> ・宣誓書受領証、宣誓書受領カードに記載された15歳以上の子は、氏名の削除を申し立てることができます。 	
返 還	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の一方が死亡したとき。 ・パートナーシップを解消したとき。 ・その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき、又は該当していないと判明したとき。 ・宣誓書受領証等を不正に利用し、変造したと市長が認めるときは返還を求めることができます。 	
制度に係る 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除等)が生じるものではない。 ・戸籍や在留資格等が変わるものではありません。 	

パートナーシップ制度宣誓者が利用可能な 行政・企業サービスについて

令和4年12月5日現在

1 行政サービス

① 法律婚の夫婦を対象とする制度等

	制度・サービス	開始時期	備考	局・課
1	患者の病状説明等 (インフォームド・コンセント)の際の同席	継続 実施中	患者本人から明確な意思を確認できる場合などの条件あり	保健福祉長寿局 清水病院医事課
2	患者の病状説明等 (インフォームド・コンセント)の際の同席	継続 実施中	患者本人から明確な意思を確認できる場合などの条件あり	地方独立行政法人 静岡市立静岡病院
3	急須・お茶配布事業	令和4年 4月1日	市茶業振興協議会から婚姻届を提出した夫婦へのプレゼント。その対象範囲を拡大した	経済局 農業政策課
4	市営住宅等の入居	令和4年 6月1日	市営住宅への入居には別途要件あり	都市局 住宅政策課

② 配偶者の子を対象とする制度等

	制度・サービス	開始時期	備考	局・課
1	児童クラブへの子のお迎え	継続 実施中	児童クラブへの児童のお迎えに対する引き渡しにおいて、あらかじめクラブへ届出のされた者であれば、引き渡し対応を行っているため	子ども未来局 子ども未来課
2	こども園への子のお迎え	継続 実施中	こども園の子のお迎えに対する引き渡しにおいて、あらかじめ園へ届出のされた者であれば、引き渡し対応を行っているため	子ども未来局 こども園課
3	子育て世帯宅地提供事業	令和4年 4月1日	実際の対応は、令和4年度第1回入札(10月)から	都市局 住宅政策課
4	放課後子ども教室 (地域学校協働活動推進事業)	継続 実施中	保護者の緊急連絡先の記載は戸籍上の親子である必要はないため	教育委員会 教育総務課

2 企業サービス

	サービスなど	企業等
1	民間住宅への円滑な入居	・静岡県宅地建物取引業協会及び中部支部 ・全日本不動産協会静岡県本部
2	生命保険の死亡保険の受取	保険会社 ※
3	住宅ローンの連帯保証人	金融機関 ※
4	携帯電話のファミリー割引、家族割引の対象	携帯電話会社 ※

※既に実施している企業あり

参 考(イメージ)

■ パートナーシップ宣誓書受領証 …A4 サイズ

※参考

様式第2号 (第6条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証

04静市共第〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇 □□
●● ■■ 様

静岡市長 ○ ○ ○ **印**

令和〇年〇月〇日付けで提出されたパートナーシップ宣誓書について、静岡市パートナーシップ宣誓書実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおりパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

戸籍上の氏名 又は通称名	〇〇□□	●●■■
生年月日	生年月日①	生年月日②
パートナーシップ宣誓書受領カード番号	第 〇 号	

※参考(子の氏名の記載を希望する場合)

様式第2号 (第6条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証

04静市共第〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇 □□
●● ■■ 様

静岡市長 ○ ○ ○ **印**

令和〇年〇月〇日付けで提出されたパートナーシップ宣誓書について、静岡市パートナーシップ宣誓書実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおりパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

戸籍上の氏名 又は通称名	〇〇□□	●●■■
生年月日	生年月日①	生年月日②
子の氏名	子の氏名①	子の氏名②
生年月日	子の生年月日①	子の生年月日②
パートナーシップ宣誓書受領カード番号	第 〇 号	

■ パートナーシップ宣誓書受領カード …運転免許証サイズ(8.5センチ×5.5センチ)

【本人用】

【パートナー用】

パートナーシップ宣誓書受領カード

静岡市パートナーシップ宣誓書実施要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領しました。

宣誓日 令和〇年〇月〇日 【第 〇 号】

宣誓者 [本人] [パートナー]

〇〇□□ ●●■■

生年月日① 生年月日②

令和〇年〇月〇日 静岡市長 ○ ○ ○ **印**

パートナーシップ宣誓書受領カード

静岡市パートナーシップ宣誓書実施要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領しました。

宣誓日 令和〇年〇月〇日 【第 〇 号】

宣誓者 [本人] [パートナー]

■■■■●● □□□□

生年月日② 生年月日①

令和〇年〇月〇日 静岡市長 ○ ○ ○ **印**

【裏面】

【裏面(子の氏名の記載を希望する場合)】

宣誓書受領カードを提示された方へ

このカードは、法律上の効果は生じるものではありませんが、パートナーシップにある二人が互いのパートナーであることを宣誓し、その宣誓書を静岡市が受領したことを証明するものです。このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

発行:静岡市 市民局 男女共同参画・人権政策課

特記事項

緊急連絡先(自由記載)

宣誓書受領カードを提示された方へ

このカードは、法律上の効果は生じるものではありませんが、パートナーシップにある二人が互いのパートナーであることを宣誓し、その宣誓書を静岡市が受領したことを証明するものです。このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

発行:静岡市 市民局 男女共同参画・人権政策課

特記事項

子の氏名 子の氏名① 子の氏名②

緊急連絡先(自由記載)

パートナーシップの宣誓を希望する方、パートナーシップ宣誓制度の詳細についてお知りになりたい方は、「パートナーシップ宣誓制度ガイドブック」をご覧ください。

【ホームページ】静岡市パートナーシップ宣誓制度について



https://www.city.shizuoka.lg.jp/003_000001_00131.html

※ダウンロードできます。

■問合せ先■

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番1号

静岡市役所 静岡庁舎 新館 15 階

市民局 男女共同参画・人権政策課 男女共同参画・人権政策係

【電話】054-221-1349(直通)

【FAX】054-221-1782

【mail】sankaku@city.shizuoka.lg.jp



静岡市